

工事における調査基準価格等算定式の見直しについて

1. 国の状況

ダンピング対策の更なる徹底に向け、令和4年3月4日付で中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）における調査基準価格の算定式が見直された。

- 見直し内容・・・一般管理費等についてその参入率を10分の5.5から10分の6.8に引き上げ

<範囲> 予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で設定

	【現行】		【見直し】	
<算定式>	・直接工事費	×0.97	・直接工事費	×0.97
	・共通仮設費	×0.9	・共通仮設費	×0.9
	・現場管理費	×0.9	・現場管理費	×0.9
	・一般管理費等	×0.55	・一般管理費等	×0.68
	上記の合計額×消費税		上記の合計額×消費税	

2. 都の状況

- 都は契約事務規則第14条及び第18条に基づき、調査基準価格等を設定。
- 平成13年4月より国の算定式（中央公契連モデル）を準用。
- 令和4年3月9日付で総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、今回の見直しを踏まえ、その算定水準について適切に見直すよう要請を受ける。

3. 都の対応

- 工事における調査基準価格等の算定式について、一般管理費等の乗率を国と同様（0.55→0.68）にする。